

改正 平成21年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「法」という。)第11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)及び第11条の2(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「閲覧」という。)に関する事務について、必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び八王子市個人情報保護条例を含む個人情報保護制度による厳格な個人情報の保護管理を図るとともに、閲覧制度の適切かつ円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(閲覧に供する台帳)

第2条 閲覧に供する台帳は、法第11条第1項の規定に基づき、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第14条の規定により作成した台帳を、PDFファイルにしたもの(以下「閲覧台帳」という。)とする。

2 閲覧台帳は、毎月末日を基準日として改製する。ただし、臨時の改製又は修正を妨げない。

3 前項の改製等を行うときは、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)第6条10に規定するドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の観点から、八王子市ストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱(平成16年7月1日施行)の規定に該当する者(以下「DV被害者等」という。)を閲覧台帳から削除する。また、新たにDV被害者等に該当する者が出た場合は遅滞なく、閲覧台帳から削除する。

4 DV被害者等からの申し出により支援を終了した場合等、閲覧台帳に搭載することとなる元DV被害者等については、次回の改製基準日に閲覧台帳に反映させることとする。

5 閲覧台帳は、八王子市市民部市民課内、閲覧用電子計算機の中に保管する。

(閲覧場所)

第3条 閲覧場所は市民課内指定の場所とする。

2 閲覧場所には、不正行為防止用カメラを設置する。閲覧を希望する者は、カメラ撮影を承諾したものとみなす。

3 市長は、不正行為に関する確認行為、同行為に伴う捜査協力以外にこのカメラ映像を使用してはならない。

(閲覧のできる日時)

第4条 閲覧のできる日時は、次のとおりとする。

(1) 閲覧のできる日

八王子市の休日に関する条例(平成元年6月30日条例第29号)第1条第1項に規定する休日及び毎月、最初の開庁日の午前中を除く火曜日から金曜日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 閲覧のできる時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うものとする。ただし、市長が

特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(閲覧できる人数の制限)

第 5 条 閲覧できる人数は、公平を期するため 1 団体 1 人とする。また、同時に閲覧できるのは 2 団体までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(閲覧できる回数の制限)

第 6 条 同月に閲覧できる回数は、1 団体 2 回までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(閲覧の範囲)

第 7 条 住民基本台帳の一部の写し閲覧の範囲は、住所、氏名、生年月日、及び性別とする。

(閲覧の種類)

第 8 条 閲覧の種類は、次のとおりとする。

- (1) 住民基本台帳法第 11 条に規定するもの
 - (2) 住民基本台帳法第 11 条の 2 に規定するもの
- (国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧)

第 9 条 国又は地方公共団体が閲覧を請求する場合には、閲覧する日 (以下「閲覧希望日」という。) の 30 日前までに、次の各号に掲げる事項を明らかにする閲覧請求書 (様式第 1 号 (様式略))。以下「閲覧請求書」という。) を添えた公文書にて市長に閲覧請求しなければならない。なお、公文書には、職責認証を行った LGWAN 経由の電子文書も含める。

- (1) 国又は地方公共団体の機関の名称
 - (2) 請求事由 (法令で定める事務の遂行のために必要である事由及びその根拠となる法令の名称)。ただし、法第 11 条第 2 項第 2 号に規定する犯罪捜査のための請求である場合にあっては、法令で定める事務の遂行のため必要である旨。その根拠となる法令の名称及び請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由
 - (3) 閲覧する者の職名及び氏名
 - (4) 請求に係る住民の範囲 (町・字の区域等可能な限り限定すること。)
 - (5) 事務 (本条 (2) の「法令に定める事務」) の責任者の職名及び氏名
 - (6) 記名押印した誓約書 (様式第 2 号 (様式略))。以下「誓約書」という。) 及び閲覧者の守るべき事項を記載した同意書 (様式第 3 号 (様式略))。以下「同意書」という。)
- (個人又は法人の申出による閲覧)

第 10 条 個人又は法人が閲覧を申出の場合には、閲覧希望日の 30 日前までに閲覧申出書 (様式第 4 号 (様式略))。以下「閲覧申出書」という。) に法第 11 条の 2 第 2 項に掲げる事項を明らかにし、申出者の氏名 (申出者が法人の場合にあっては、その名称、代表者又は管理人の氏名) を記名、押印し必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する必要書類については、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものとする。

- (1) 法人登記、その他法人又は団体の事業所概要の確認できる書類
- (2) 大学の委員会又は学部長による証明書
- (3) 法人又は団体の個人情報の取得等に対する基本的な方針に係る書類
- (4) 閲覧目的の確認できる、サンプル資料など
- (5) 閲覧により収集した情報の管理、廃棄の方法、廃棄の時期などが確認できる書類
- (6) 記名押印した誓約書

- (7) 閲覧者の守るべき事項を記載した同意書
- (8) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究にあつては、成果物の公表時期及び方法を確認できる書類

放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、調査結果に基づき報道を行う。また、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されること。

- (9) 公共的団体が（地方自治法「昭和22年法律第67号」第157条に規定）行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いことを証明する書類
- (10) 前各号に掲げるものの他、市長が特に必要と認めるもの
（市長が定める閲覧）

第11条 法第11条の2第1項第3号に規定する市長が定めるものとは、営利以外の目的で行う住居関係の確認のうち、訴訟の提訴その他特別の事情があると認められるものとする。

2 営利以外の目的で行う住居関係の確認は、次に掲げる事項とする。

訴訟を提訴する際に相手方の住居関係を確認する場合

マンションの管理組合が管理業務を行うために当該マンションの居住者を確認する必要があつて、他に手段がない場合

間違った郵便物が配達されるといった事情がある場合に、自らの住所に勝手に住所をおいている者がいないかどうかを確認したいといった申出があつた場合

その他市長が必要と認めるもの

公表の対象外である。（法第11条の2第12項）

（閲覧にあつての事前相談）

第12条 閲覧を希望する場合は、あらかじめ閲覧申請までに電話又は窓口にて次に掲げる事項を明らかにし、かつ承諾した上でなければならない。

- (1) 閲覧日時
- (2) 国又は地方公共団体の機関の名称又は申出者の氏名（申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）
- (3) 閲覧をしようとする者の氏名
- (4) 閲覧目的
- (5) 連絡先
- (6) 閲覧当日に第9条・第10条に記載する書類の提出及び閲覧目的の事実を明らかにする第10条各号に掲げる必要書類等の提示に対する承諾の意思表示

（閲覧資格の確認）

第13条 市長は、閲覧の請求又は申出（以下「請求等」という。）の理由が明確でないと認める場合、又はその真実性に疑わしい点があると認めた場合は、必要に応じ請求者又は申出者（以下「請求者等」という。）に質問をし、資料の提示を求めること等により、当該閲覧の請求等の理由について確認するものとする。

（閲覧の承認）

第14条 市長は、法第11条による請求又は法第11条の2による申出があつた場合には、法第11条第2項又は法第11条の2第2項の要件を確認し相当と認めるときは、承認しなければならない。

2 市長は承認後速やかに、請求者等に通知を行う。なお、この通知は、eメール又は電話連絡を基本とする。

(閲覧日の決定)

第 15 条 請求者等は、承認通知を受けてから閲覧日時予約をすることができる。

(閲覧者の本人確認)

第 16 条 閲覧者の本人確認は、八王子市住民基本台帳等に係る届出及び請求の本人確認に関する事務取扱要綱(平成 15 年 11 月 1 日施行)に基づき行う。

2 国又は地方公共団体の職員は、住民票省令第 1 条第 3 項により身分を示す証明書、職員証を提示しなければならない。

(閲覧転記専用用紙)

第 17 条 閲覧台帳に記載されている事項を転記する閲覧者は、市規定の転記用紙(様式第 6 号(様式略))。以下「転記用紙」という。)を使用して転記しなければならない。

2 市長は、前項の転記用紙に記載した内容が請求書又は申出書のとおり転記されているかの確認を行うため、転記用紙の写しを作成し保存するものとする。ただし、当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称をもって、転記用紙の写しは作成しない。

(申請書等の保存期限)

第 18 条 申請書及び閲覧に関する書類の保存期間は、当該申請書等を受理した日の属する年度の翌年度から 5 年とする。

(閲覧の拒否)

第 19 条 市長は、次に掲げる理由のいずれかに該当する事実があると認めるときは、当該請求を拒み、又は閲覧を制限もしくは中止させることができる。

(1) 当該請求が不当な目的によることが明らかなきとき、又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあるとき

(2) 執務に支障があるとき

(3) 天災等により閲覧台帳が亡失又は毀損したとき

(4) 閲覧者の本人確認ができなかったとき

(5) 申請書類の内容及び必要書類に不備があるとき

(6) 同意書の提出を拒むとき及び同意書に列記する閲覧者の守るべき事項を守らなかったとき

偽り、その他不正な手段により閲覧を行ったことがある者及びその者の委任者又は雇用者からの閲覧の請求等

(7) その他市長が請求等に応じることが適当でないときと認めるとき

(不正に得た個人情報)

第 20 条 閲覧者が、不正な手段により取得した閲覧台帳記載の個人情報は、すべて市に返却または消去させるものとする。閲覧手数料を納めない者についても同様とする。

(閲覧手数料)

第 21 条 閲覧手数料は、八王子市手数料条例(昭和 24 年 5 月 27 日条例 16 号)の定めるところによる。

(勧告)

第 22 条 偽りその他不正の手段による閲覧、目的外利用、第三者提供の禁止に対する違反があつた場

合には、市長は当該違反行為をした者に対し、閲覧事項が利用目的外の目的で、利用又は提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

(命令)

第 23 条 市長は、前条で勧告を受けた申出者又は違反をした者が正当な理由なく、その勧告に係る措置を講じなかった場合であって、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

2 勧告を経る時間的余裕がない場合は、前条の勧告を経ることなく、申出者や違反行為をした者に対し直ちに命令を発することができる。

(報告)

第 24 条 市長は、法第 11 条の 2 の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。

(公表)

第 25 条 法第 11 条第 1 項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)及び法第 11 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第 3 号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、法第 11 条第 3 項、法第 11 条の 2 第 12 項及び住民票省令第 3 条に基づき公表する。

2 次に掲げる事項を、ホームページ等で公表する。

(1) 国又は地方公共団体の機関の名称又は申出者の氏名(申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名)

(2) 請求事由の概要又は利用目的の概要

(3) 閲覧年月日

(4) 閲覧に係る住民の範囲

(その他の必要事項)

第 26 条 閲覧請求の受付及びその受理等に関する事務の取扱いは、この要綱、法、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年 9 月 11 日政令第 292 号)、省令(昭和 60 年自治省令第 28 号)及び住民基本台帳事務処理要領(昭和 42 年 10 月 4 日自治振 150 号等)等に定めるところによるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。